

建設労働者職業教育訓練支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 建設労働者職業教育訓練支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、香川県補助金等交付規則（平成15年香川県規則第28号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、県内の公共職業能力開発施設及び認定職業訓練施設を活用し、建設労働者育成のための職業教育訓練を実施する者（以下「補助対象事業者」という。）に対して、訓練費の一部を補助することにより、当該補助対象事業者が建設工事の担い手となる建設労働者（以下「訓練受講者」という。）を育成することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) レディメイド訓練 県内の公共職業能力開発施設及び認定職業訓練施設が訓練内容・日程等を設定して実施している訓練
- (2) オーダーメイド訓練 県内の公共職業能力開発施設に委託して個別に訓練内容・日程等を設定し、実施する訓練

(補助対象事業者)

第4条 レディメイド訓練の補助対象事業者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく建設業の許可を有しており、その主たる営業所の所在地が県内であること。
- (2) 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入していること（加入義務がない場合を除く。）。
- (3) 訓練受講者と期間の定めのない常勤の雇用契約を締結していること。
- (4) 県税等の滞納がないこと。
- (5) 過去に規則第2条第1項各号に規定する補助金等の不正受給がないこと。

2 オーダーメイド訓練の補助対象事業者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 前項の各号のいずれにも該当する事業者
- (2) 前項の各号のいずれにも該当する事業者を取りまとめて訓練を実施する団体、組合等

(訓練受講者)

第5条 レディメイド訓練の訓練受講者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 交付申請を行う年度の4月1日時点における年齢が29歳以下であること。
 - (2) 県内に在住していること。
 - (3) 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入していること（加入義務がない場合を除く。）。
 - (4) 補助対象経費に対して、他の補助金等の交付を受けていないこと。
- 2 オーダーメイド訓練の訓練受講者は、前項第2号から第4号までのいずれにも該当する者とする。

(補助の対象・補助金の交付額)

第6条 県は、第2条の目的を達成するため、建設労働者育成のための職業教育訓練を実施する補助対象事業者に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

- 2 補助の対象は、次の各号に該当する経費のうち、別表に掲げるものとする。
- (1) 補助対象事業者がレディメイド訓練のうち、知事が別に指定する訓練の実施に要した経費
 - (2) 補助対象事業者がオーダーメイド訓練の実施に要した経費（ただし、訓練受講者が5名以上参加している場合に限る。）
- 3 補助金の交付額は、別表により算出した経費とする。

(補助金の交付の申請)

第7条 この補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書（様式第1号）に知事が別に定める必要書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(交付申請書の受付)

第8条 交付申請書の受付期間は、知事が別に定める。

(補助金の交付の決定等)

第9条 知事は、第7条に規定する申請があったときは、その申請に係る書類を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、交付を決定し、補助対象事業者に対して、交付決定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

- 2 知事は、補助金を交付しないことを決定したときは、速やかに補助対象事業者に通知するものとする。

(補助金の交付の条件)

第10条 知事は、補助金の交付の決定をする場合において、その目的を達成するため、次に掲げる事項につき条件を付すものとする。

- (1) 訓練計画の変更をする場合においては、知事の承認を受けなければならないこと。

- (2) 訓練計画を廃止する場合においては、知事の承認を受けなければならないこと。
- (3) 訓練計画が予定の期間内に完了しない場合又は訓練計画の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (4) 知事の求めに応じて補助金に係る報告を行い、又は知事が指名した職員が行う当該補助金に係る帳簿書類その他の物件の検査を受けなければならないこと。
- (5) 当該補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けていないこと。
- (6) その他規則及びこの要綱の定めに従うこと。

(訓練計画の変更等)

第11条 補助対象事業は、前条第1号の規定に基づき、訓練計画を変更する場合には、速やかに変更承認申請書（様式第6号）に当該変更に係る必要書類を添付して、知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項に規定する変更承認申請書の提出があったときは、その内容を審査し、当該変更を承認するか否かを決定し、変更承認通知書（様式第7号）により補助対象事業者に通知するものとする。

(訓練計画の廃止)

第12条 補助対象事業者は、第10条第2号の規定に基づき、訓練計画を廃止しようとする場合には、速やかに廃止承認申請書（様式第8号）を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項に規定する廃止承認申請書の提出があったときは、その内容を審査し、承認すべきと認めたときは、廃止承認通知書（様式第9号）により補助対象事業者に通知するものとする。

(実績報告書)

第13条 補助対象事業者は、補助事業が完了したときは、知事が別に指定する日までに、実績報告書（様式第10号）に次の各号に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 訓練実施報告書（様式第11号）
- (2) その他知事が別に定める書類

(補助金の額の確定)

第14条 知事は、規則第14条の規定による補助金の額を確定したときは、補助対象事業者に対して、交付額確定通知書（様式第12号）により通知するものとする。

(補助金の支払)

第15条 補助金は前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。

- 2 補助対象事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、前条に規定する交付額確定通知の日から起算して14日を経過する日までに、交付請求書（様式第13号）を知事に提出しなければならない。ただし、その日が県の休日の時は、その直前の県の休日以外の日を提出期限日とする。

（交付決定の取消し）

第16条 知事は、補助対象事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。ただし、災害その他やむを得ない事情として知事が認めた場合は、この限りでない。

- （1）偽りその他不正の手段によって補助金の交付を受けた、又は受けようとしたとき。
- （2）補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。
- （3）訓練計画の遂行ができないと知事が判断したとき。
- （4）この要綱若しくは規則又はこれらに基づく知事の指示若しくは命令に違反したとき
- （5）その他知事が必要と認めたとき。

- 2 知事は、前項の規定により取消しをしたときは、速やかにその旨及びその理由を補助対象事業者に書面により通知するものとする。

（補助金の返還）

第17条 知事は、前条第1項の規定により交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（加算金）

第18条 補助対象事業者は、第16条第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消された場合において、補助金の返還を命ぜられたときは、その補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

- 2 前項の加算金の額の計算につき同項に規定する年当たりの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

（延滞金）

第19条 補助対象事業者は、第17条の規定により補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

- 2 前項の規定により延滞金を納付しなければならない場合において、返還を命ぜられた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金

の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

3 前条第2項の規定は、第1項の延滞金について準用する。

(帳簿書類の作成等)

第20条 補助対象事業者は、補助金に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿書類を作成し、訓練計画を完了し、又は廃止した年度の翌年度から起算して5年間これを保存しておかなければならない。

(書類の提出)

第21条 この要綱により知事に提出する書類の部数は1部とする。

2 知事に提出する書類の提出先は、香川県土木部土木監理課とする。

3 書類の提出の方法は、持参又は郵送（配達記録が確認できるものに限るものとし、民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者又は同条第9項に規定する特定信書便事業者による信書の送達を含む。）に限るものとする。

(補助金に関する調査への協力)

第22条 知事は、補助金を交付した補助対象事業者に対し、補助金に関する調査への協力を依頼することができる。

(その他)

第23条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

区分	補助対象経費	交付額
レディメイド訓練	訓練の受講にかかる受講料及びその受講に要するテキスト代として、訓練機関に支払った経費	1 訓練受講者ごとに補助対象経費の2分の1（100円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額）
オーダーメイド訓練	訓練の実施に必要な経費（受講料、教材費、講師派遣料等）で、県が認める経費	補助対象経費の10分の10 （1 申請あたり上限20万円）